

財団法人 福井県労働者福祉基金協会

寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人福井県労働者福祉基金協会（以下「協会」という）と
いう。

(事務所)

第2条 この協会は、事務所を福井県福井市問屋町1丁目35番地におく。

(目的)

第3条 この協会は、福井県下労働者の自主的活動を基調とし、労働福祉事業の充実拡大と、中小企業未組織労働者の積極的参加を推進し、もって県内労働者の福祉と資質の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働者福祉に関する調査研究
- (2) 労働者の福祉文化事業
- (3) 労働文庫の設置・充実
- (4) 労働者の研修
- (5) その他目的達成のため必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 財産目録に記載された財産
- 2 資産から生ずる収入
- 3 寄付金品
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この協会の資産は、基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この協会の設立に際し、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して出捐された財産
- (3) 基本財産に繰り入れることを理事会で議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を得て、その一部を処分し又はその一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、安全かつ有利な方法で確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この協会の経費は、基本財産運用益をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 この協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および予算)

第 11 条 この協会の事業計画および予算は理事長が作成し、その年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

(事業報告、決算および財産目録)

第 12 条 この協会の事業報告、決算および財産目録は理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 3 ヶ月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員・参与および事務局

(役員の種別および選任)

第13条 この協会に次の役員をおく。

1 理事長	1人
2 副理事長	1人
3 理事	7人(理事長および副理事長を含む)
4 監事	2人

2 理事は次の職にあるものをもって充てる。

福井県労働者福祉協議会会长
福井県市長会事務局長
福井県町村会事務局長
北陸労働金庫福井県本部長
全国労働者共済生活協同組合連合会福井県本部理事長
福井県民生活協同組合理事長
財団法人福井県労働者信用基金協会理事長

3 理事長および副理事長は、理事の互選による。

4 監事は、理事会において選任する。

5 理事および監事は、これを兼ねることができない。

(役員の任務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は民法第59条の職務を行う。

(理事長、副理事長および監事の任期)

第15条 理事長、副理事長および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし補欠の理事長、副理事長および監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事長、副理事長および監事は、辞任し又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員に対する報酬)

第 16 条 役員には、報酬を与えることができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決により別に定める。

(参 与)

第 17 条 この協会に、参与をおく。

2 参与は、次の職にある者をもって充てる。

福井県産業労働部労働政策課長

3 参与は、必要に応じて理事長に対して意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(事 務 局)

第 18 条 この法人の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局には、事務局長その他の職員をおく。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第 4 章 会 議

(会議の種別、構成および権能)

第 19 条 この協会の会議は、理事会とする。

2 理事会は、理事長、副理事長、その他の理事をもって構成する。

3 理事会は、この寄附行為に別に定めるものほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(理事会の開催および招集)

第 20 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の 4 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき
- (3) 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

2 会議は、理事長が招集する。

3 理事長は、第 1 項第 2 号および第 3 号の場合には、請求の日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長、定足数及び議決)

第 21 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事会に出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第 22 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のなかからこの会議において選出された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名しなければならない。

第 5 章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第 23 条 この寄附行為は、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第 24 条 この協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ主務官庁の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、この協会に基本財産として出捐した率に応じ、基本財産として出捐した者に返還する。

ただし、基本財産として出捐した者の合意を得たときは、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ主務官庁の許可を得て、この協会と類似の目的を有する他の法人に寄付するものとする。

第 6 章 雜 則

(委 任)

第 25 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 平成 8 年 4 月 17 日一部改正

2 平成 14 年 4 月 25 日一部改正

3 この寄附行為の変更は、福井県知事の認可のあった日（平成 16 年 5 月 20 日）から施行する。

4 この寄附行為の変更は、福井県知事の認可のあった日（平成 19 年 5 月 14 日）から施行する。

5 この寄附行為の変更は、福井県知事の認可のあった日（平成 21 年 6 月 30 日）から施行する。